

シップリサイクルに関する日本の取組み

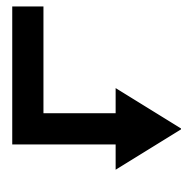
平成28年5月12日

国土交通省海事局船舶産業課
井田 充彦

1. 日本の基本方針
2. シップリサイクル条約
3. 条約の早期発効に向けた我が国の取組み

1. 日本の基本方針

- 環境・労働安全に配慮したリサイクルの実施
- 充分なりサイクル能力の確保



船舶の建造、運航、リサイクルという循環を
健全に機能させ、海事産業を持続的に発展させる

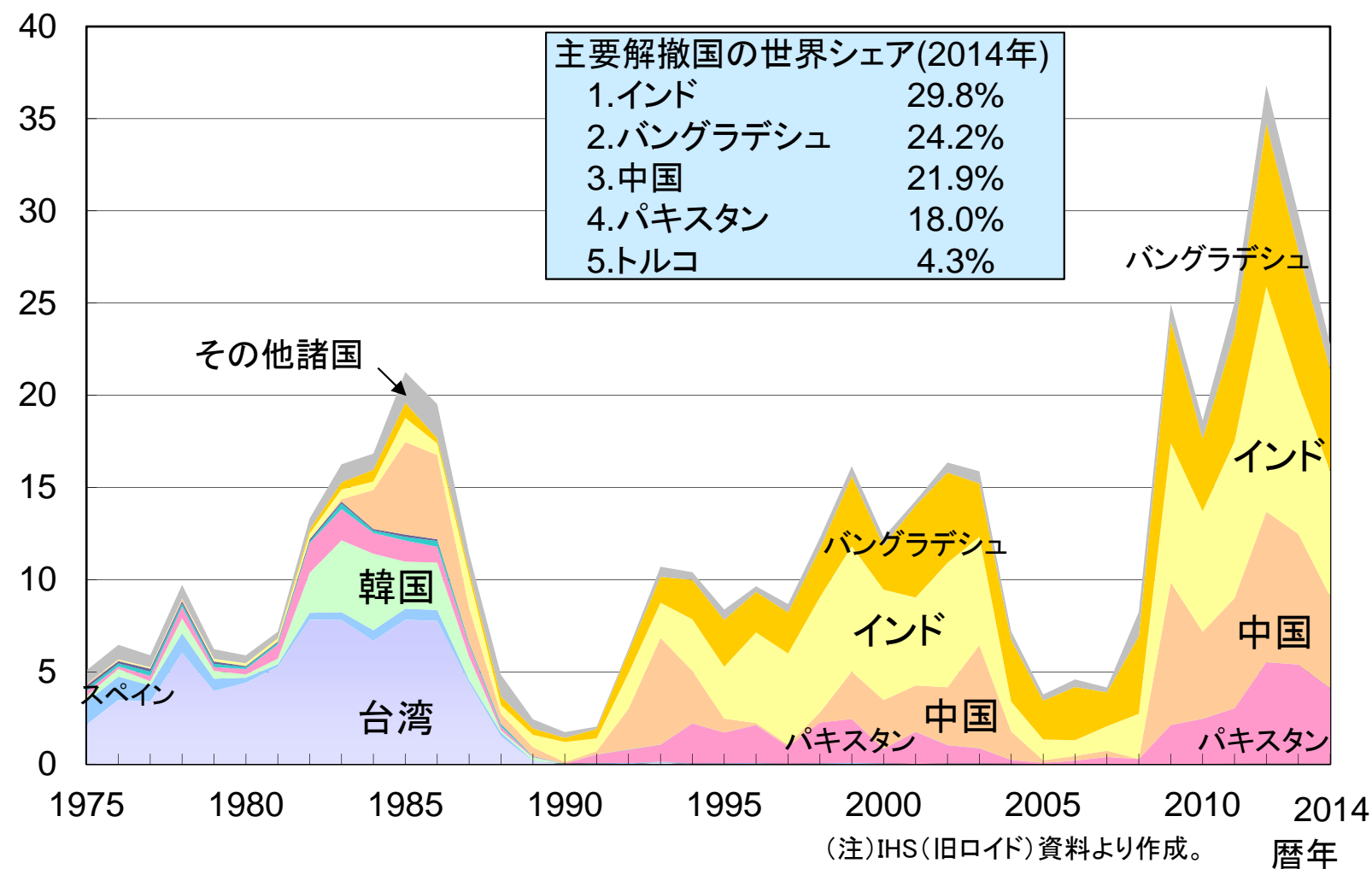
シップリサイクル条約の早期発効が重要！！
(官民協力しての取組みが必要)



2. シツプリサイクル条約

シップリサイクルの課題

百万総トン



- 船舶の多くは途上国において劣悪な環境でリサイクル
- リサイクル時には有害廃棄物(アスベスト、PCB等)が発生

国際的な規制の動きへ……

経緯

- 国際海事機関(IMO)では2000年よりシップリサイクルの議論を開始。
- 我が国は世界有数の海運・造船国として議論を主導し、2009年5月にシップリサイクル条約※を採択。

(※ 2009年の船舶の安全かつ環境上適正な再生利用のための香港国際条約)

概要

【条約上の主な義務】

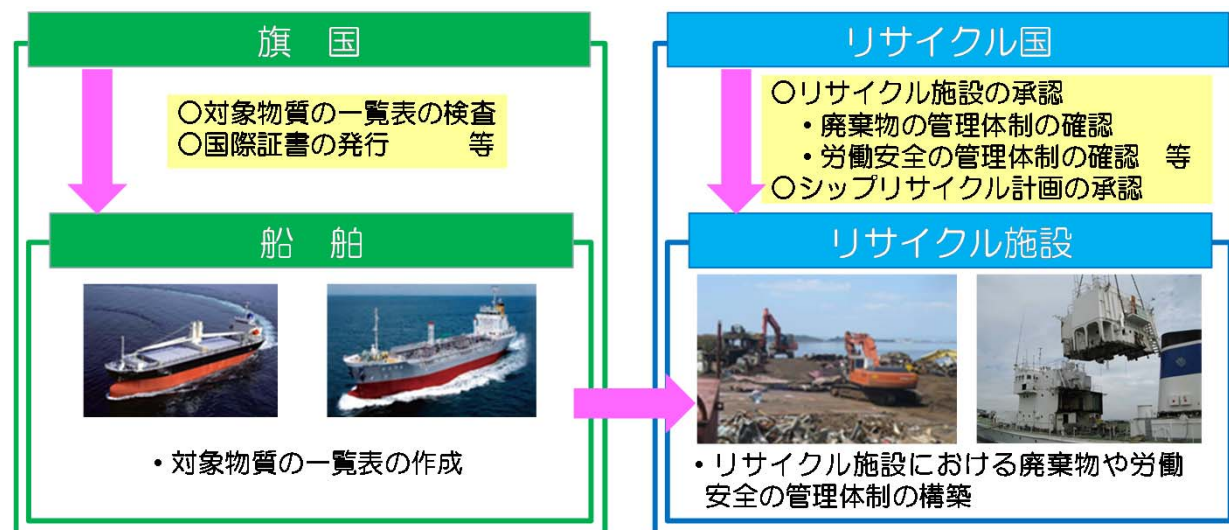
- 船舶の対象物質の所在や量を記載した一覧表の作成
- リサイクル施設における廃棄物や労働安全の管理体制の構築
- 国は、船籍を有する船舶や国内に所在するリサイクル施設の検査・認証を実施

【対象船舶】

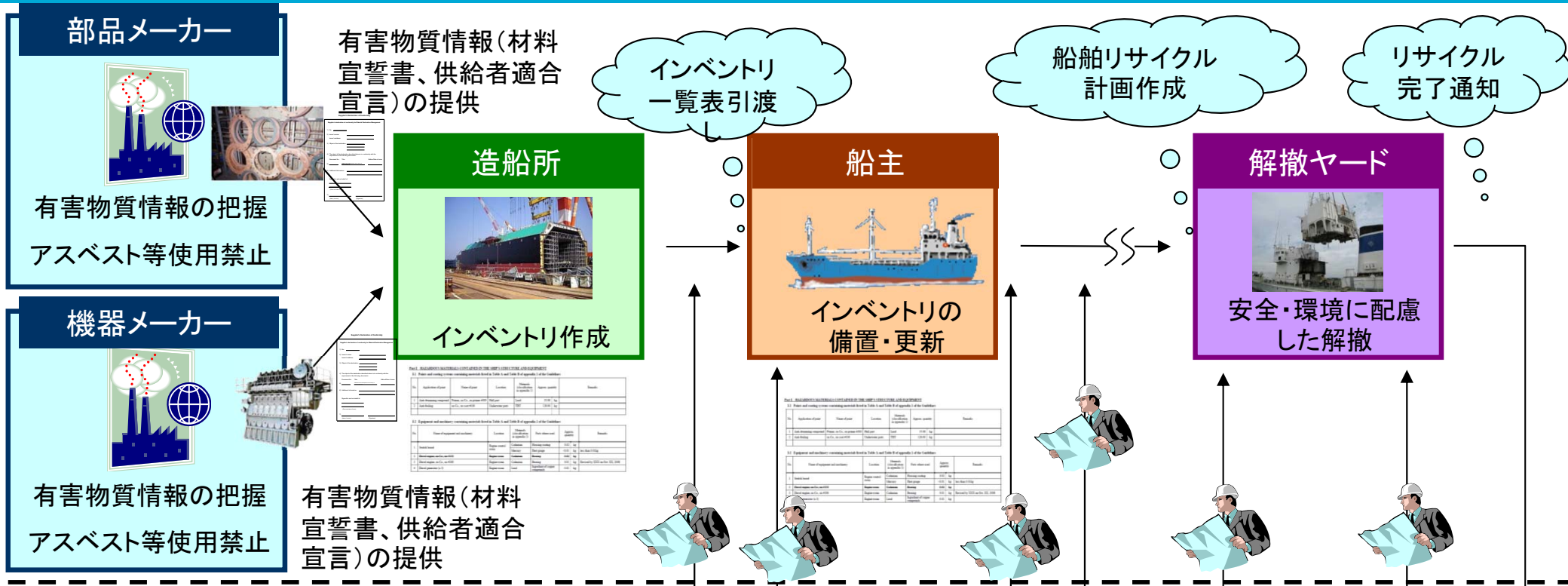
- 排他的経済水域(EEZ)を越えて航行する国際総トン数500トン以上の船舶

【発効要件】

- ①15ヶ国以上が締結、②締約国の船腹量が世界の40%以上、③締約国の解体能力が締約国の船腹量の3%以上

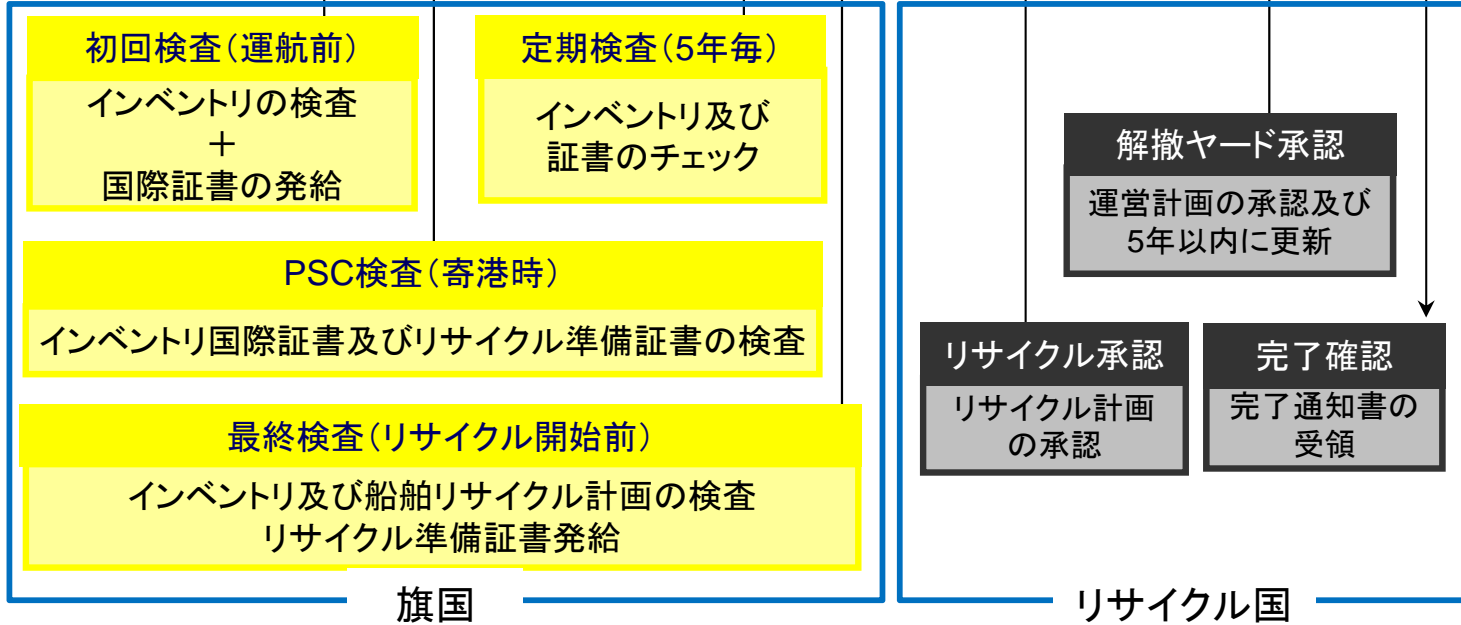


建造から解撤までの規制プロセス



〈国の役割〉

- ・インベントリ(有害物質一覧表)の検査及び国際証書の発行
- ・船舶リサイクルが開始される前の最終検査、証書の発行
- ・PSC(ポート・ステート・コントロール)による立ち入り検査
- ・解撤ヤードの承認
- ・船舶リサイクル計画の承認



- 発効要件（下記要件を全て満たした日から24ヶ月後に条約が発効）

1. 批准国数: 15ヶ国
2. 批准国の商船船腹量の合計: 世界の商船船腹量の40%
3. 批准国の直近10年における最大の年間解体船腹量の合計: 批准国の商船船腹量合計の3%

- 現状

1. 批准国数: 4ヶ国
(ノルウェー、コンゴ共和国、フランス、ベルギー)
2. 批准国の商船船腹量の合計: 約2%
3. 批准国の直近10年における最大の年間解体船腹量の合計: 約0.01%

* 批准国の商船船腹量の合計が世界の商船船腹量の40%と想定

3. 条約の早期発効に向けた 我が国の取組み

1

インドのリサイクル施設改善支援

2

その他国際的な取組み（セミナー開催）

3

我が国の批准に向けた取組み

1. インドのリサイクル施設改善支援

- 条約の早期発効のため、発効に不可欠な主要シップリサイクル国であるインドの条約締結を支援するため、官民連携して、リサイクル施設改善のための取組みを実施。

これまでの経緯

首脳レベル、閣僚レベルでのインドからの支援要請



ODAによる協力の実施に向けて、2015年に、海事当局間で政府間対話を3度実施。
 本年4月、JICAが協力準備調査開始。
 (年内に終了予定)

リサイクル施設の改善

具体的な改善項目は下記のとおり。

- ①解体区画のコンクリート舗装等個別施設のハード面の整備
- ②油処理施設等の共通施設の整備
- ③労働者への教育・訓練などソフト面の支援

* 右図は改善のイメージ



南アジアの環境、労働安全対策が不十分な施設のイメージ



日本海事協会(NK)により、シップリサイクル条約の要件に適合していると認証されたインドの施設

2. その他国際的な取組み(シップリサイクルセミナーの開催)

主 催：国土交通省（開催にあたってIMOが協力）

日 時：平成28年2月3日（水）

場 所：英国（ロンドン）

出席者：24カ国から89名

（政府、国際機関、船級協会、海運業界、船舶リサイクル事業者、労働組合、環境NGO 等）

* 我が国からは、国土交通省に加え、日本海事協会、日本船主協会、基幹労連 等が出席

<目的>

シップリサイクル施設の改善促進及びシップリサイクル条約の早期発効

<結果>

様々な関係者によるプレゼンテーション・活発な議論の結果、
下記の認識が共有された。

- 南アジアの国々で改善のための取組みが着実に進んでおり、日本海事協会がインドにて実施したシップリサイクル施設の改善事業はモデルとなる事例であること。
- シップリサイクル条約の早期発効が重要であり、各国政府が早期締結に向けて取組を進めるべきこと。
- シップリサイクルの問題は国際海事社会の共通の課題であり、政府、国際機関、船主、リサイクル事業者、船級協会等の関係者による連携促進が重要であること。



3. 我が国の批准に向けた取組み

- 我が国の条約批准に向けた課題や対応等の検討を行うため、学識者、造船、海運、シッピングリサイクル業、水産、船級等をメンバーとする「シッピングリサイクル条約の批准に向けた検討会」を設置。

【第1回検討会】

○国際動向の把握

- ・欧州（EU諸国）の状況
- ・主要リサイクル国（インド、バングラデシュ、中国）の状況



作業前のブリーフィング
(インド)



岸壁における解体
(中国)



油水処理施設
(中国)

○我が国の取組の確認

- ・条約発効前における対象物質一覧表（インベントリ）の作成及び国土交通省による適合証交付

【第2回検討会】

○国内シッピングリサイクルの把握

- ・事業者のリサイクル実績、管理の実態等



クレーンによる陸揚げ



解体場内の排水溝



フレキシブルコンテナ
に詰められた廃棄物

○環境要件に関し、条約と現行国内法とのギャップ分析

- ・廃棄物の処理に関する要件は、既存の国内法により、概ね措置済み。
- ・リサイクル施設の承認などの制度はないことから、新たな制度が必要。

【第3回検討会】

○労働安全要件に関し、条約と現行国内法とのギャップ分析

- ・労働安全に関する要件は、条約と既存の国内法において、一部差異があるため、対応が必要。
- ・リサイクル施設の承認などの制度はないことから、新たな制度が必要。

○条約発効に向けた国際対応

- ・世界第1位のシッピングリサイクル国であるインドとの政策対話や支援が必要

<今後の予定>

- 国内執行体制の整備に必要な国内法制化等について関係省庁との調整・準備作業を進める。
(次回検討会は、本年夏頃開催予定。)

- シップリサイクルは海事産業において重要な役割を果たしている。
- シップリサイクルに関する適切な枠組みを構築するためにも、シップリサイクル条約の早期発効が重要。
- 国土交通省は、条約の早期発効のため、インドのリサイクル施設改善支援などの取組みを進めている。

ご清聴ありがとうございました